

第4章 / 計画の推進主体の役割

循環器病対策の推進に向けた、行政、医療機関等、医療保険者、関係団体、都民の果たすべき役割を示します。

(1) 行政

① 東京都

本計画に基づき、国、区市町村、医療機関、各種関係団体等と連携を図り、循環器病対策を総合的に推進していきます。

② 区市町村

- ・循環器病の正しい知識等について、住民に普及啓発します。
- ・特定健康診査・特定保健指導の実施主体として、実施率向上等に向けた取組を推進します。
- ・循環器病患者が地域で安心して暮らせるよう地域の医療機関・介護関係者等と連携・協力します。

(2) 医療機関等

① 病院

専門的な医療を提供するとともに、地域の医療・介護関係者との連携や、患者やその家族への相談支援に取り組みます。また、大学病院等は、医療従事者への研修の実施等に主体的に取り組み、医療水準の向上に努めます。

② 診療所

病院や地域の医療・介護関係者等と連携し、循環器病に対する切れ目のない医療の提供に努めます。

③ 医療・介護関係者等

患者及び家族が安心して療養生活を送れるよう、病院・診療所、その他医療機関等と連携し、支援します。

④ 教育機関・研究機関

循環器病とそれを取り巻く様々な知見の収集や研究、科学的根拠に基づく正しい知識の普及啓発に努めます。

(3) 医療保険者

地域との連携を図りながら、循環器病発症リスクを下げるための生活習慣実践の必要性や健康診査の重要性を認識し、医療保険加入者の生活習慣の改善及び健康診査の受診促進に努めます。

(4) 各種関係団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体は、行政の取組への協力や、専門性を生かした情報提供等を行い、主体性を持って都の循環器病対策に取り組みます。

(5) 都民の役割

- ・循環器病に関する正しい知識や循環器病患者に関する理解を持ち、積極的に健康づくりや健康診査の受診に努めるとともに、循環器病が発見された場合には、自らの治療等について、医療・介護・福祉サービスの受け手としてだけでなく、主体的に選択し、臨むことが求められます。
- ・また、循環器病対策の推進に向けて、行政、医療機関、関係団体等と協働に努めます。